



元文科高第102号
令和元年6月4日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長

伯井美徳

(印影印刷)

令和2年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

標記の要項について、国公私立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、別紙のとおり定めましたので通知します。

先月末に公表した「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）」を踏まえたルールや調査書の電子化について、関係の諸事項を加えております。

各大学においては、本要項に基づき大学入学者選抜を適切に実施するとともに、引き続き入学者選抜方法の工夫・改善を進めるようお願いいたします。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

なお、各大学が本要項第7により発表した個別学力検査の実施教科・科目等の内容については、報告を依頼することとしておりますことを申し添えます。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第一係 高木、湯浅
TEL：03-5253-4111（内線2469）
FAX：03-6734-3392
E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

令和2年度大学入学者選抜実施要項

(令和元年6月4日付け 元文科高第102号文部科学省高等教育局長通知)

第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

※平成29年4月1日から、全ての大学において、上記三つの方針の策定及び公表が義務付けられている（学校教育法施行規則第165条の2）。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関する多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

なお、専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、これらに加え、「専門職大学設置基準」（平成29年文部科学省令第33号）、「専門職短期大学設置基準」（平成29年文部科学省令第34号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するためには必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）
- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

第2 アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。

さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。

その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」ができる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。

第3 入試方法

- 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般入試」という。）による。
- 2 一般入試のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

(1) アドミッション・オフィス入試

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制とする。
- ② アドミッション・オフィス入試の趣旨に鑑み、知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。
- ③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち少なくとも一つを行い、その旨を募集要項に記述する。
 - ア 各大学が実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）による検査の成績を合否判定に用いる。
 - イ 大学入試センター試験の成績を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。
 - ウ 資格・検定試験等の成績等を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。
 - エ 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。
- ④ ③ア～エを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。

(2) 推薦入試

出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用い、その旨を募集要項に記述する。
- ② 推薦書・調査書だけでは入学志願者の能力・意欲・適性等の評価・判定が困難な場合は、上記①③ア～エの措置の少なくとも一つを講ずることが望ましい。

(3) 専門学科・総合学科卒業生入試

高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。

(4) 帰国子女入試・社会人入試

帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

- 3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。
- 4 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めない。

第4 試験期日等

- 1 各大学で実施する一般入試及び専門学科・総合学科卒業生入試における学力検査の期日並びにアドミッション・オフィス入試及び推薦入試において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。
 - (1) 試験期日 令和2年2月1日から4月15日までの間
 - (2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。
 - (3) 合格者の決定発表 令和2年4月20日まで
- 2 アドミッション・オフィス入試、推薦入試等において学力検査を課さない場合は、上記1(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。
- 3 アドミッション・オフィス入試については、入学願書受付を令和元年8月1日以降とする。
- 4 推薦入試による場合は、原則として入学願書受付を令和元年11月1日以降とし、その判定結果を一般入試の試験期日の10日前までに発表する。
- 5 帰国子女入試・社会人入試については、上記1(1)によることを要しない。

第5 調査書

- 1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式により作成した調査書の提出を求める。

なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。

各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。
- 2 各大学は、入学者の選抜に当たり、調査書を十分に活用する。

なお、必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもつて、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。
- 3 各大学は、資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。
- 4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力とともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄にⒶと標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を記載させる。
- 5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長

が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。

- 6 指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業者（又は退学者）に適用する。
- 7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。
- 8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。
 - (1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式の調査書に準じて作成し提出させる。
 - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第6 学力検査等

1 個別学力検査

- (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。
- (3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。
- (4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適當と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。
- (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。
 - ① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせて、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。
 - ② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業者及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。
- (6) 個別学力検査における公正確保のため、入学志願者に關係者や親族がいる教職員は、試験

問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。

2 大学入試センター試験の利用

大学入試センター試験を利用した選抜を実施する大学にあっては、「平成32年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」（平成30年6月4日付け30文科高第187号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

- (1) 各大学が大学入試センター試験において入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。
- (2) 各大学の個別学力検査において、大学入試センター試験と同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入試センター試験とは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。
- (3) 各大学は、アドミッション・オフィス入試、推薦入試においても大学入試センター試験を利用することができる。
- (4) 各大学における大学入試センター試験の成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

3 小論文、面接、実技検査等の活用

入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあっては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。

小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。

4 資格・検定試験等の成績の活用

- (1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。
 - ① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。
 - ② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。
 - ③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。
- (2) 資格・検定試験等の成績の活用に際しては、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

- 1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和元年6月4日から7月31日までに発表するものとする。

- 2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- 3 個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第8 募集人員

- 1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。

なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。

- 2 大学における推薦入試の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。

短期大学における推薦入試の募集人員は、上記にかかわらず、推薦入試以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。

- 3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大くり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようになることが望ましい。

- 4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

第9 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第10 募集要項等

1 募集要項

- (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和元年12月15日までに発表する。

- (2) 第3の2(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。

- (3) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述する。

- (4) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

2 入学手続

- (1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。

- (2) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」（昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長通知）の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。

- (3) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大

学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」（平成18年12月28日付け文科高第536号文部科学省高等教育部長・文部科学省生涯学習政策局長通知）の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。

- ① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は推薦入学試験（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。）については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。
- ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

第11 国立大学の入学者選抜

国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。

第12 公立大学の入学者選抜

公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。
- (2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について」（平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育部長通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育部長通知）にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など
- ② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など
- ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。

2 入試情報の取扱い

- (1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 試験問題については、原則として公表するものとする。
 - ② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。
- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。
- (3) 合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要に応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。

- (1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、チェック体制を不斷に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。
- (2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけでなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。
- (3) 試験の実施においては、教員及び事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。
- (4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。
- (5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。
- (6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。

4 入学者選抜の公正確保

(1) 入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。

- (2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。
- (3) 受験者の不正行為を未然に防止するため、受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡回を十分に行うことなどに努める。
- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。
- (5) 次のような公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。

① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。

② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。

これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。

- (6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。
- (7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。

5 国際連携学科の入学者選抜

- (1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する1以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。
- (2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

6 外国人を対象とした入試

- (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（平成31年3月29日付け30高学留第72号文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知。）に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要

な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。

- (2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。
- (3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

7 災害等の不測の事態への対応

各大学は、入学志願者の進学の機会を確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

8 その他

- (1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。
- (2) 推薦入試等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。
- (3) 各大学は、入学手続をとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。

なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。

- (4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については、本要項を踏まえ、それぞれの大学において適切に判断する。

第14 備考

この要項は、令和元年度に実施する令和2年度大学入学者選抜に適用する。

なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。

別紙様式
(表)

調查書

(裏)

※	※	※	※						
5. 出欠の記録									
学年 区分 授業日数 出席停止・忌引き等の日数 留学中の授業日数 出席しなければならない日数	1	2	3	4	学年 区分 欠席日数 出席日数 備考	1	2	3	4
6. 特別活動の記録	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		
7. 指導上参考となる諸事項	(1)学習における特徴等 (2)行動の特徴、特技等	(3)部活動、ボランティア活動等 (4)取得資格、検定等		(5)その他					
	第1学年								
	第2学年								
	第3学年								
第4学年									
8. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容								
	評価								
9. 備考									
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 令和 年 月 日 学校名 所在地 校長名									
印				記載責任者職氏名					

調査書記入上の注意事項等について

- 1 調査書は、高等学校生徒指導要録（以下、「指導要録」という。）等に基づき、この様式により作成すること。ただし、様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。
- 2 調査書は、個人的主觀にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。
- 3 調査書は、ホームルーム担当教員等が原案を作成し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること。
- 4 調査書は、日本産業規格A4判（210×297mm）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、A3縦型表判（297×420mm）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。
- 5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。
- 6 「氏名」、「現住所」、「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。
なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を（　）内に記入することとし、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（　）内に記入すること。
また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。（以下同じ。）
- 7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。
 (1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。
 「教科・科目」の欄については、各学科に、各学科に共通する各教科・科目、主として専門学科において開設される各教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

(記入例)

教科・科目		評 定				修得単位数 計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科 目					
	【各学科に共通する各教科・科目】					
国	国語総合	4				4
語	古典B		3			4
	【主として専門学科において開設される各教科・科目】					
農	農業科学基礎	3				4
業	環境科学基礎		5			4

なお、留学については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「留学」と記載すること。

また、特別支援学校における自立活動又は高等学校等においてこの内容を参考として行われる障害に応じた特別の指導（いわゆる通級による指導）については、「総合的な学習の時間」

の欄の下の空欄に「自立活動」と記載すること。

空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

- (2) 「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等學校長が修得を認定した単位数を記入すること。

- (3) 「評定」の欄は、5, 4, 3, 2, 1の5段階で表示すること。

また、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等學校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

- (4) 卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、当該学年における直近の成績を総合し、高等学校として判定した成績を、最終学年の成績として記入すること。

- (5) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「2. 各教科・科目等の学習の記録」の「教科・科目」、「評定」及び「修得単位数の計」の欄に記載すること（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の制定に伴う指導要録及び調査書の扱いについて」（平成28年3月25日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）参照）。

- 8 「各教科の評定平均値」及び「全体の評定平均値」の欄については、次のように記入すること。
なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

- (1) 各教科の評定平均値の欄に記載する教科名について、各学科に共通する各教科・主として専門学科において開設される各教科で同一の名称がある場合には、それぞれ「共」・「専」を教科名に併記すること。

- (2) 各教科の評定平均値は、高等学校生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用し記載すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3 + 3 + 5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$$

(イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3.7」となる。

教科・科目		評 定				修得単位数 計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科 目					
理 科	物理基礎	3				2
	化学基礎		3			2
	生物基礎			5		2

- (3) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目等の履修及び単位の修得をもって高等学校学習指導要領の科目の履修及び単位の修得とみなしている場合又は代替している場合についても、それらに係る学校設定科目等の評定を含めて評定平均値を算出すること（事務連絡参照）。

(4) 全体の評定平均値は、指導要録に基づき、すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{(ア)} & \frac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} & = \frac{(\text{国語 } 4 + 3) + (\text{地歴 } 5 + 4 + 4) + \dots}{(\text{国語 } 2) + (\text{地歴 } 3) + \dots} \\
 & & = \frac{(\text{保体 } 4 + 3 + 4 + 4 + 5) + \dots}{(\text{保体 } 5) + \dots} = \frac{120}{31} = 3.87
 \end{array}$$

（イ）小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の全体の評定平均値は、「3.9」となる。

教科・科目		評 定				修得単位数の 計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科目					
国語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
地理歴史	世界史B	5				4
	日本史A		4			2
	地理A			4		2
保育	体育	4	3	4		8
	保健	4	5			2
家庭	家庭総合	5				4

（注）保健体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ1科目分として取り扱い計算すること。

9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

(1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定期制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあっては当該期間）における全体の評定平均値を次の区分に従って、A, B, C, D, Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の評定平均値	学習成績概評
5.0 ~ 4.3	A
4.2 ~ 3.5	B
3.4 ~ 2.7	C
2.6 ~ 1.9	D
1.8 以下	E

(2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者

については、「学習成績概評」の欄にⒶと標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

- (3) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A○○人、B○○人、C○○人、D○○人、E○○人、合計○○人」のように記入すること。

また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を（　）内に記入すること。

- 1 0 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末（ないしは、最終学年の成績を判定した時点）現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

- 1 1 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

- (1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関するここと。

- (2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関するここと。

② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関するここと。

- 1 2 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等、(2)行動の特徴、特技等、(3)部活動、ボランティア活動等、(4)取得資格、検定等、(5)その他特に必要と認められる事項等について記入することとし、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

- 1 3 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。

なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。

- 1 4 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。

なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（事務連絡参照）。

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。

- 1 5 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正箇所に校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

- 1 6 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、次のとおり取り扱うものとする。なお、この取扱いは、①「平成19年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」

(平成18年11月2日付け18文科高第427号文部科学省高等教育部長・文部科学省生涯学習政策局長通知)より前に高等学校を卒業した者及び中途退学した者、及び②「平成20年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」(平成19年12月21日付け19高大振第66号文部科学省高等教育部大学振興課長・文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知)に該当する者に係るものとする。

- (1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。(なお、「修得単位数の計」については、記載すること。)
- (2) 「各教科の評定平均値」の欄及び「全体の評定平均値」の欄については、未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。
- (3) 「備考」の欄については、下記内容を記載すること。
 - ① 未履修教科・科目名。
 - ② 未履修は、生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。
 - ③ 評定平均値は未履修科目を除いて算定していること。